

川島桶川資源循環組合新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託を効率的かつ効果的に進めるため、公募型プロポーザルにより最適な委託業者を決定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公募型プロポーザル」とは、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託に関する企画提案書（以下「企画提案書」という。）を提出させ、企画提案書をあらかじめ定めた評価基準に照らして審査及び評価を行い、最も質の高い成果を得ることができると見込まれる提案者を特定する手続をいう。

(業務委託の内容)

第3条 業務委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務名称 新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおりとする。
- (3) 期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託限度額 総額 109,200千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）
令和7年度 66,600千円
令和8年度 42,600千円

(審査委員会)

第4条 公募型プロポーザルを実施するに当たり、次に掲げる事項の審議を行うため、別に定めるところにより、新ごみ処理施設整

備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
 - (2) 委託契約候補者及び次席者の特定に関する事項
 - (3) その他管理者が必要と認める事項
- （参加者の資格）

第5条 公募型プロポーザルに参加できる者は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託を効率的かつ効果的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、次に掲げる要件を満たす者とする。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託する場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得ることとし、当該協力企業等については、第2号から第7号の要件を満たさなければならない。

- (1) 川島町又は桶川市での指名競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）のうち「建設コンサルタント」に登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント業に関する国土交通大臣による登録を受けていること。なお、登録部門は「廃棄物部門」、「都市計画及び地方計画」及び「建設環境部門」とする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第１７４条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けている者は除く。

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。ただし、同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第１９９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者は除く。

ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立て（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）がなされた者及びその開始の決定がされている者。

(6) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

(8) 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する、一般廃棄物の焼却処理施設（発電設備を有する、施設規模が７０ｔ／日以上のものに限る。）に関するごみ処理施設整備基本計画（以下「同種業務（施設整備基本計画）」という。）を、平成２７年度

以降に元請けとして受託し、かつ参加表明書提出時点において業務が完了した実績を2件以上有すること。なお、同種業務（施設整備基本計画）には、施設整備基本構想は含まないものとする。

- (9) 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する、一般廃棄物の焼却処理施設（発電設備を有する、施設規模が70t／日以上のものに限る。）に関する生活環境影響調査（以下「同種業務（生活環境影響調査）」という。）を、平成27年度以降に元請けとして受託し、かつ参加表明書提出時点において業務が完了した実績を2件以上有すること。なお、同種業務（生活環境影響調査）には、環境影響評価書の作成も含むものとする。また、施設整備基本計画と生活環境影響調査の実績は、同一自治体でなくても可とする。

- 2 本業務においては、本業務の公表日現在3か月以上の雇用関係にある管理技術者（川島桶川資源循環組合委託契約約款第8条に定める現場責任者を読み替えて扱うものとする。）及び主担当技術者を配置するものとし、要件は次のとおりとする。

(1) 管理技術者

技術士（総合技術監理部門 衛生工学 - 廃棄物・資源循環）又は技術士（衛生工学部門 廃棄物・資源循環）のうち、いずれかの資格を有し、前項（8）に示す同種業務（施設整備基本計画）における担当技術者と同等以上の完了実績を2件以上有すること。

(2) 主担当技術者

廃棄物関連施設及び生活環境影響調査の設計・建設に係る技術的知識と、十分な経験を持つ技術者としてすること。なお、部門

ごとに担当技術者を配置することは可とする。

ア 廃棄物処理技術者

前項（８）に示す同種業務（施設整備基本計画）における担当技術者と同等以上の完了実績を２件以上有すること。

イ 生活環境影響調査技術者

前項（９）に示す同種業務（生活環境影響調査）における担当技術者と同等以上の完了実績を２件以上有すること。

（３） 管理技術者は、主担当技術者を兼ねてはならない。

（４） 管理技術者及び主担当技術者は、いずれも平成２７年度以降に実績を有する者とする。ただし、参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。

（実施要領の公表）

第６条 管理者は、公募型プロポーザルの実施に当たり、次に掲げる事項を組合ホームページにより公表するものとする。

（１） 趣旨

（２） 公募に関する事項

（３） 応募書類に関する事項

（４） 審査に関する事項

（５） 留意事項

（６） 書類の提出先及び問い合わせ先

（質問書の提出）

第７条 公募型プロポーザルに参加を希望する者は、前条の規定により公表した期間に質問書（様式第１号）を管理者に提出することができる。

２ 前項の質問書の提出があった場合は、全ての質問及び回答を取りまとめたものを組合ホームページに掲載するものとする。

(参加表明手続)

第 8 条 公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資料を第 6 条の規定により公表した期限までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 参加表明書 (様式第 2 号)
- (2) 参加者概要書 (会社概要) (様式第 3 号)
- (3) 関連業務実績書 (様式第 4 号)
- (4) 業務実施体制書 (様式第 5 号)
- (5) 予定技術者実績書 (様式第 6 号)

(参加資格の確認等)

第 9 条 管理者は、前条に掲げる資料を提出した者について、第 5 条に規定する参加者の資格 (以下「参加資格」という。) を満たすものであるか確認するものとする。

2 管理者は、前条に掲げる資料を提出した者に対し、第 6 条の規定により公表した日にプロポーザル参加資格確認結果通知書 (様式第 7 号) (以下「確認結果通知書」という。) により、前項の確認の結果について通知するものとする。

3 管理者は、参加資格を満たすことが確認できなかった者に確認結果通知書を通知するときは、参加資格が認められなかった理由を記載するものとする。

(企画提案書等の提出)

第 10 条 確認結果通知書により参加資格が認められた者は、提案者として次に掲げる資料 (以下「企画提案書等」という。) を第 6 条の規定により公表した期限までに管理者に提出することができる。

- (1) 企画提案書等送付書 (様式第 8 号)

(2) 企画提案書（様式第 9 号）

(3) 見積書（様式第 10 号）

2 前項に規定する期日までに企画提案書等を提出しなかった者は、提出の意思がないものとみなす。

（企画提案書等の取扱い）

第 11 条 公募型プロポーザルへの応募に要する費用は、提案者の負担とする。

2 提出された企画提案書等は、提案者に返却しないものとする。

3 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用してはならないが、審査結果の公表等で必要と認められる場合には、企画提案書等の一部又は全部を無償で利用できるものとする。また、審査の過程において必要な場合に限り、一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

（委託契約候補者及び次席者の特定）

第 12 条 委員会は、別に定める審査要領により、提出された企画提案書等の内容の評価を行い、総合評価点の最も高い者を委託契約候補者に、次点の者を次席者に特定するものとする。ただし、最高評価点を取得した者が 2 者以上となった場合は、見積価格の最も低い者を委託契約候補者に特定する。さらに、見積価格が同額である場合は、第 2 次審査の評価点が最も高い者を委託契約候補者とする。

（審査結果の通知）

第 13 条 管理者は、前条の規定により特定された委託契約候補者及び次席者を決定したときは、提案者に対し、その旨をプロポーザル審査結果通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

2 提案者は、委託契約候補者の決定について異議を申し立てるこ

とができない。

（参加者の失格）

第 14 条 管理者は、公募型プロポーザルに参加した者又はその提出された企画提案書等の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 本実施要綱に定める手続を遵守しない場合
- (2) 参加資格を有していない場合
- (3) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）が提示した委託料の限度額を超える見積を提出した場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) プレゼンテーション審査に参加しない場合
- (7) その他不正な行為及び不適合事項があったと組合が認めた場合

（庶務）

第 15 条 公募型プロポーザルの庶務は、施設課において処理する。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

川島桶川資源循環組合

管理者

所在地

参加者名

代表者名	印
------	---

質問書

次の事項について質問します。

質問内容（簡潔に記入してください。）

注：質問がない場合、質問書の提出は不要です。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

川島桶川資源循環組合
管理者

所 在 地 _____
参加者名 _____
代表者名 _____ 印

参加表明書

下記業務に係るプロポーザルについて、実施要領に基づく参加者の資格要件を満たしていますので、参加を表明します。

記

業 務 名 称	
参 加 者 名	
代表者の職・氏名	
所 在 地	
連絡担当所属名	
連絡担当者氏名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

様式第 3 号（第 8 条関係）

参加者概要書（会社概要）

参 加 者 名	
設 立 年 月 日	年 月 日
資 本 金	円
売 上 高 (直 近 年 度)	万円
本 店 住 所	
県 内 支 店 又は営業所住所	
全 社 従 業 員 数	
登 録 事 業	

様式第 4 号（第 8 条関係）

関連業務実績書

〈関連業務の概要〉

発 注 機 関 名	
業 務 名 称	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	

〈関連業務の概要〉

発 注 機 関 名	
業 務 名 称	
履 行 期 間	
契 約 金 額	
業 務 概 要	

注 1：地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する同種業務（施設整備基本計画）及び同種業務（生活環境影響調査）を元請けとして受託し、かつ完了した実績を各 5 件以内で、本様式（6 枚まで）にて作成すること。

注 2：受託業務ごとに業務内容及び業務の完了が確認できる書面の写し（契約書及び委託業務完了検査結果通知書又はテクリスの登録内容確認書（業務実績））を添付すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

業務実施体制書

区分	氏 名	所属 ・ 役職	担当業務内容
管理技術者			
担当技術者	1)		
	2)		
	3)		
	4)		
	5)		

注 1：担当技術者欄に記載した担当技術者を評価対象者とする。

注 2：氏名にはふりがなをふること。

〈協力企業等〉

会社名 又は氏名	所 在 地 担当者名	分担業務の 内容と理由

注 3：本業務の一部について協力会社又は学識経験者の協力を受ける場合は、全て記載すること。

様式第6号（第8条関係）

予定技術者実績書

管理技術者／担当技術者

氏 名：		生年月日：（年齢 歳）			
勤務地：		業務経験年数（実務年数）： 年			
所属・役職：					
保有資格		登録番号		取得年月日	
区分	業務名称	発注機関名	履行期間	業務概要	役割
同種業務 （施設整備基本計画） の実績	1)				管・担・補
	2)				管・担・補
	3)				管・担・補
	4)				管・担・補
	5)				管・担・補
区分	業務名称	発注機関名	履行期間	業務概要	役割
同種業務 （生活環境影響調査） の実績	1)				管・担・補
	2)				管・担・補
	3)				管・担・補
	4)				管・担・補
	5)				管・担・補

注1：保有資格については、保有を証明できる書面の写しを添付すること。

注2：地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注する同種業務（施設整備基本計画）及び同種業務（生活環境影響調査）について実績を記載すること。また、受託業務ごとに業務の内容、完了及び技術者が従事した業務の実績が確認できる書面の写し（契約書、委託業務完了検査結果通知書、技術管理者通知書、テクリスの登録内容確認書（業務実績）、技術者実績確認書等）を添付すること。

注3：本業務の公表日現在3か月以上の雇用関係にあるものが確認できる書類の写しを添付すること。

注4：役割の欄中、管（責任者又はこれに準ずる立場で業務を行った）、担（専従的に業務を行った）、補（サポート的な立場で業務を行った）より選択すること。

注5：本様式は、技術者1名につき1枚作成すること。

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

川島桶川資源循環組合

管理者

プロポーザル参加資格確認結果通知書

年 月 日付けで貴社から提出のあったプロポーザル
参加表明書について、下記のとおり結果を通知します。

企画提案書提出資格者につきましては、実施要領に基づき期限内に
企画提案書等を提出願います。

なお、期限後の提出は認めませんので、念のため申し添えます。

記

業 務 名 称	
参 加 表 明 書 参 加 者 名	
代 表 者 の 職 ・ 氏 名	
所 在 地	
結 果	
備 考	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

川島桶川資源循環組合

管理者

所在地

参加者名

代表者名 印

企画提案書等送付書

下記業務に係る企画提案書等を提出します。

記

業 務 名 称	
提 案 者 名	
代表者の職・氏名	
所 在 地	

【連絡担当者】

担当者

所 属

電 話

F A X

e-mail

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

企画提案書（実施体制、実施工程）

本業務における実施体制、実施工程をまとめること。

注 1：業務工程を本様式で記載できない場合は、別葉（任意様式 A 4 版）で作成し、添付すること。

注 2：フォントサイズ 1 0 . 5 ポイント以上で記載すること。

注 3：企画提案書は A 4 版、片面 1 0 枚以内で作成すること。

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

企画提案書（業務提案書）

テーマに関する基本的な考え方などについて記載すること。

注 1：フォントサイズ 1 0 . 5 ポイント以上で記載すること。

注 2：企画提案書は A 4 版、片面 1 0 枚以内で作成すること。

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

川島桶川資源循環組合

管理者

所在地

参加者名

代表者名 印

見積書

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託に係る見積金額について、下記のとおり提出します。

記

〈見積額〉

億	千	百	十	万	千	百	十	円

（消費税及び地方消費税を含む金額）

【内 訳】

令和 7 年度 円

令和 8 年度 円

- 注 1）金額は算用数字で記入すること。
注 2）年度ごとの内訳書を添付すること。
（内訳書の様式及び枚数の制限なし。）
注 3）消費税率は、10%で計上すること。

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

川島桶川資源循環組合
管理者

プロポーザル審査結果通知書

年 月 日付けで貴社から提出のあった新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託に関する企画提案書等を審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

〈審査結果〉

委託契約候補者名 _____

次席者名 _____